

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袋井市	笠原地区	令和3年3月16日	令和6年3月18日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	460ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	263ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	117ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	111.6ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>小笠山丘陵地に広がる茶園と、地域南部の水田など優良な農地を有する笠原地区は茶栽培の歴史も古く、今から約600年以上前の南北朝時代に書かれた『師守記』には、現在の袋井市笠原地区・浅羽地区周辺の産地から京都にお茶を送っていたという記述が残されており、書物に残された最も古いお茶の記録とされている。</p> <p>現在、認定農業者等40経営体が、水稲、茶、みかん等の営農を行っているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が課題となっている。特に厳しい茶況が続くことから、農業収益の向上や茶園の耕作放棄地対策、さらには集落内の狭小農地の利活用などについて検討が必要である。</p> <p>【アンケート結果(回答数172件)】</p> <p>①70歳以上84人(50%)、②後継者がいない耕作者60人(71%)、③10年後、農業をやめる31人(50%)</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>水田の利用状況は、作付面積270haのうち215ha(80%)が認定農業者を中心とした担い手が営農している。水田の適正な維持管理を図るため、引き続き担い手となる農業者への集積・集約を推進する。</p>
<p>笠原地区の茶園については、認定農業法人・農業者によって維持管理されており、引き続き担い手への集積を推進するとともに、新たな担い手の育成に務める。</p>
<p>みかんやイチゴについては、認定農業者が中心となり営農を行うとともに、後継者がいない農地が発生した際にはマッチングを行い耕作放棄地化を防ぐ。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		イチゴ	0.5 ha	イチゴ	0.5 ha	
認農		茶	4.0 ha	茶	4.5 ha	
認農		茶	0.7 ha	茶	2.0 ha	
認農		茶	1.5 ha	茶	1.8 ha	
認農		茶	3.9 ha	茶	5.5 ha	
認農		水稲、茶	3.3 ha	水稲、茶	4.6 ha	
認農		水稲、茶	7.1 ha	水稲、茶	7.6 ha	
認農		茶	9.3 ha	茶	9.7 ha	
認農		水稲	10.0 ha	水稲	11.0 ha	
認農		茶	56.0 ha	茶	63.0 ha	
認農		水稲	7.5 ha	水稲	7.5 ha	
認農		水稲、茶	10.2 ha	水稲、茶	11.0 ha	
認農		水稲、茶	9.4 ha	水稲、茶	8.6 ha	
認農		茶、水稲	5.7 ha	茶、水稲	6.5 ha	
認農		水稲	60.0 ha	水稲	70.0 ha	
認農		水稲、露地野菜	134.0 ha	水稲、露地野菜	200.3 ha	
認農		水稲、小麦、大豆	20.0 ha	水稲、小麦、大豆	27.0 ha	
認農		茶、みかん	7.0 ha	茶、みかん	7.5 ha	
認農		茶、水稲、みかん	6.4 ha	茶、水稲、みかん	7.0 ha	
認農		茶、オリーブ	15.8 ha	茶	16.3 ha	
認農		茶、みかん	6.3 ha	茶、みかん	6.6 ha	
認農		茶	5.9 ha	茶	6.5 ha	
認農		水稲、茶	14.7 ha	水稲、茶	15.5 ha	
認農		水稲、茶	14.5 ha	水稲、茶	17.5 ha	
認農		水稲、小麦、茶	29.0 ha	水稲、小麦、茶	32.0 ha	
認農		水稲、茶、レタス	10.5 ha	水稲、茶、レタス	10.5 ha	
認農		温室メロン	0.14 ha	温室メロン	0.14 ha	
認農		茶、水稲	17.6 ha	茶、水稲	21.9 ha	
認農法		養豚	1,235 頭	養豚	1,600 頭	
認農		茶、みかん	0.24 ha	茶、みかん	0.24 ha	
認農		茶、みかん	1.0 ha	茶、みかん	0.9 ha	
認就		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.3 ha	
認農		茶・みかん・水稲	8.5 ha	茶・みかん・水稲	10.4 ha	
認農		茶・みかん・水稲	2.0 ha	茶・みかん・水稲	5.5 ha	
認農		イチゴ	1.5 ha	イチゴ	1.5 ha	
認農法		施設園芸	1.75 ha	施設園芸	1.75 ha	
認農		養豚	8,000 頭	養豚	8,500 頭	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			472.4 ha		584.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を検討する。  
また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを検討する。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を推進するため、水田の大区画化や茶園の農道整備等の基盤整備を検討する。

新規・特産化作物の導入方針

米、茶に加え、みかんや収益性の高いイチゴなど、多品種の生産を推進する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。